

ようこそ加美町へ(転入)

住所の異動はお済みでしょうか?転入手続きには次のものがが必要です。

① 転出証明書又は住基カード②通知カード又は個人番号カード③本人確認書類(免許証など)④印鑑

手 続 き	内 容
通知カード又は個人番号カード	住所変更手続きの際に、変更後の住所をカードに追記しますので、ご持参の上、窓口で提示してください。
国民健康保険加入者	転入と同時に国民健康保険に加入し、保険証をお渡しします。
国民年金加入者・受給者	年金手帳・証書、印鑑を持参の上、住所変更手続きをしてください。
小中学校の児童・生徒	在学証明書、教科書無償給与証明書を持参し、 教育委員会(69-5112) で転校の手続きをお取りください。
就学前のお子さん	母子手帳を持参の上、 保健福祉課・小野田福祉センター・宮崎福祉センター のいずれかで健診・予防接種の手続きをしてください。
妊娠されている方	母子手帳を持参の上、 保健福祉課・小野田福祉センター・宮崎福祉センター のいずれかで母子手帳の別冊を受け取ってください。
児童手当受給者	印鑑、請求者名義の通帳、請求者(保護者)の健康保険証、請求者及び配偶者の児童手当請求用所得証明書、お子さんと離れて暮らしている場合にはお子さんの住民票謄本を持参の上、 子育て支援室(63-7870) で手続きをしてください。
児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者	手当証書、印鑑を持参の上、手続きをしてください。住民票謄本が必要な場合があります。詳しくは 子育て支援室(63-7870) までお問い合わせください。
子ども医療費助成受給者 母子父子家庭医療費助成受給者	課税証明書(所得額・控除額・扶養親族数がわかるもの)、健康保険証、通帳、印鑑を持参の上、 子育て支援室(63-7870) で手続きをしてください。 ※課税証明書は1月1日に住んでいた住所地でお取りください。
心身障害者医療費助成受給者	課税証明書、身体障害者手帳、療育手帳、健康保険証、通帳、印鑑を持参の上、 保健福祉課障害福祉係(63-7871) 、 小野田福祉センター(67-5100) 、 宮崎福祉センター(69-5636) のいずれかで手続きをしてください。 ※課税証明書は1月1日に住んでいた住所地でお取りください。
後期高齢医療制度加入者	住所変更後の保険証は、後日(約10日後)郵送されます。早急に必要の方は、前住所からの負担区分証明書、印鑑を持参の上、 保健福祉課保険給付係(63-7872) で手続きをしてください。
介護保険受給者	介護保険の認定を受けている方は、「介護保険受給資格証明書」を持参の上、 保健福祉課高齢者福祉係(63-7872) で手続きをしてください。
特定健診・健康診査・各種がん検診	年齢、転入時期等により受けられないものもありますが、詳細は 保健福祉課健康推進係(63-7871) にお問い合わせ下さい。
障害者手帳(身体、知的、精神)の交付を受けている方	本庁舎で転入届をされた場合は、障害者手帳・印鑑を持参の上、 保健福祉課障害福祉係(63-7871) で手続きをしてください。 支所で転入届をされた場合は、支所の窓口で手続きをしてください。
各種障害福祉サービス受給者	障害者手帳・健康保険証・印鑑・課税証明書・年金振込通知書(障害年金受給者のみ)・受給者証等を持参の上、手続きをしてください。 詳しくは 保健福祉課障害福祉係(63-7871) までお問合せください。
印鑑登録の希望	写真付身分証明書、実印を持参の上必ず本人が来庁してください。登録できる印鑑は、大きさ8~25ミリ以内で、縁の欠けていない、既製品以外のもので、他の方が登録されていないものです。
住民票の発行	本人・同一世帯の方以外が取りにこられる場合は、必ず本人又は同一世帯の方から委任状をいただいでてください。
125cc以下のバイク小型特殊自動車登録者	廃車証明書・印鑑を持参の上、 税務課(63-3114) 又は 各支所 で手続きをしてください。
中長期在留者・特別永住者	在留カード・特別永住者証明書を持参して手続きを行ってください。
犬を飼っている方	前住所地の鑑札・印鑑を持参の上、登録を行ってください。

【問い合わせ】 加美町役場

〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地 (代表) (0229) 63-3111 町民課 63-3112
 〒981-4392 宮城県加美郡加美町字長檀75番地2 小野田支所 67-2111
 〒981-4401 宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷一番52番地4 宮崎支所 69-5111